

令和 6 年度
青森市一般廃棄物処理実施計画

令和 6 年 3 月策定

青森市 環境部 清掃管理課

目 次

令和 6 年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

I 基本事項	1
II ごみの減量化に向けた目標	1
III ごみの処理計画量	2
IV ごみの処理主体	3
V ごみ減量化・資源化計画	4
VI 適正処理推進計画	12
VII 施設整備計画	22

令和 6 年度 青森市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

I 基本事項	23
II し尿・浄化槽汚泥排出量	23
III し尿・浄化槽汚泥の処理主体	24
IV し尿処理施設	25
V 中間処理量及び最終処分量	25

令和 6 年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画総括表（青森地区） 26

令和 6 年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画総括表（浪岡地区） 27

令和 6 年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

I 基本事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、ごみ減量化・資源化及び適正処理を推進するために策定するものである。

2 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3 計画区域

本市の行政区域全域

4 計画区域人口・世帯数

人口 267,133 人（青森地区 250,361 人 浪岡地区 16,772 人）

世帯数 136,995 世帯（青森地区 129,148 世帯 浪岡地区 7,847 世帯）

※令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの平均値を基に伸び率を乗じて、令和 6 年 4 月の人口を推計している。

II ごみの減量化に向けた目標

（1）計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

（2）目標値の設定に当たっての基本的な考え方

計画期間内に、青森市清掃工場の可燃ごみの処理可能量である年間 84,567 トンに対し、約 1,000 トンの余裕を持った値とする。

（3）目標値

（単位：t）

区分	減量目標	内訳		目標設定時に おける目標排出量
		施策減量効果	人口減少に伴う減量	
R2 年度	800	200	600	80,549
R3 年度	800	200	600	79,749
R4 年度	800	200	600	78,949
R5 年度	800	200	600	78,149
R6 年度	800	200	600	77,349
5 年間の合計	4,000	1,000	3,000	—

III ごみの処理計画量

(単位 : t)

区分	令和4年度 実績	令和5年度 実績(見込)※	令和6年度 計画量(見込)
総人口	272,323	268,195	267,133
年間日数	365	365	366
年間排出量	101,555	97,019	94,729
可燃ごみ	78,975	75,978	75,178
不燃ごみ	9,818	9,128	8,393
粗大ごみ	1,770	1,644	1,564
資源ごみ	7,087	6,764	6,439
集団回収	3,874	3,479	3,132
使用済み割り箸等	31	26	23
家庭系	66,650	62,455	60,574
可燃ごみ	50,734	47,980	47,474
不燃ごみ	3,943	3,416	2,840
粗大ごみ	1,469	1,289	1,140
資源ごみ	6,599	6,265	5,965
集団回収	3,874	3,479	3,132
使用済み割り箸等	31	26	23
事業系	34,905	34,564	34,155
可燃ごみ	28,241	27,998	27,704
不燃ごみ	5,875	5,712	5,553
粗大ごみ	301	355	424
資源ごみ	488	499	474
1人1日当たりの排出量(g)	1,022	991	969
家庭系	671	638	620
事業系	351	353	349

リサイクル率	13.8%	13.8%	13.5%
--------	-------	-------	-------

※ 令和5年4月から令和5年12月までの実績及び1~3月の推計値をもって実績(見込)としている。

IV ごみの処理主体

1 青森地区

	区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系	可燃ごみ	市（委託）・排出者・許可業者	市（DBO）	市（指定管理）
	不燃ごみ			
	粗大ごみ		市（委託）	
	空き缶・ペットボトル・ガラスびん			
	その他のプラスチック		民間業者	
	古紙類・生きびん			
	使用済み割り箸		市（直営）	
	ペットボトルキャップ			
	使用済小型家電			
	衣類		引取業者	
事業系	廃食用油	市（委託・直営）		
	犬・猫等の死体	市（委託）	市（指定管理）	
	可燃ごみ	許可業者・排出者	市（DBO）	市（指定管理）
	不燃ごみ			
	粗大ごみ		市（委託）	
	空き缶			
	ペットボトル			
	ガラスびん			
	その他のプラスチック		民間業者	
	古紙類			

2 浪岡地区※

	区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系	可燃ごみ	組合（委託）・排出者・許可業者	組合（直営）	組合（直営）
	不燃ごみ			
	粗大ごみ		市（委託）	
	空き缶・ペットボトル・ガラスびん			
	その他のプラスチック		民間業者	
	古紙類			
	使用済み割り箸		市（直営）	
	ペットボトルキャップ			
	使用済小型家電			
	衣類		引取業者	
事業系	廃食用油			
	犬・猫等の死体		組合（直営）	組合（直営）
	可燃ごみ	許可業者・排出者	組合（直営）	組合（直営）
	不燃ごみ			
	粗大ごみ		市（委託）	
	空き缶			
	ペットボトル			
	ガラスびん		民間業者	
	その他のプラスチック			
	古紙類			

※組合とは、「黒石地区清掃施設組合」をいう。

V ごみ減量化・資源化計画

ごみ減量化・資源化を推進するため、次に掲げる施策に取り組む。

I) 5つの施策

1 市民啓発の推進

「分ければ資源、混ぜればごみ」のスローガンの下、分かりやすい情報提供に努めながら、各種啓発活動の取組を強化する。

(1) 「清掃ごよみ」「家庭ごみの正しい出し方」の作成・毎戸配布

分別ルール入手しやすいように、二次元コードを掲載した「清掃ごよみ（青森地区）」及び「家庭ごみの正しい出し方（浪岡地区）」を作成し、市内の各世帯に配布する。

また、外国人向けに青森地区のごみ収集曜日一覧を作成する。

(2) 「広報あおもり」や市ホームページ、各種パンフレットなどを活用した啓発

「広報あおもり」や市のホームページ、各種パンフレット（「青森市ごみ減量化・資源化ハンドブック」、「ごみの出し方分別事典」、「ごみ出しルールを守りましょう」、「ジュニア版ごみハンドブック」等）などを活用し、ごみ出しルールの周知などといった啓発活動を行う。

「ジュニア版ごみハンドブック」を活用した啓発については、マイバックを使うことなどといった、ごみの減量化を図るための具体的な内容や、家庭内でごみの分別ルールのクイズなどを行えるような掲載内容とともに、小学4年生に対する出前講座の開催なども実施する。

また、ごみの分別について問合せの多いものや間違えやすい分別の事例を紹介し、正しい分別への協力をお願いするリーフレットを活用し、正しい分別への意識啓発を行う。

(3) 出前講座の実施（町（内）会等の団体や学校を対象としたごみ減量PR活動）

市のごみ処理の現状や分別方法等を詳しく説明し、特に小型充電式電池等の発火の原因となるごみの排出方法の分かりやすい周知や生ごみの減量化と古紙類の資源化、その他のプラスチックの分別についての意識啓発を行う。

また、配布資料には、「清掃ごよみ（青森地区）」、「家庭ごみの正しい出し方（浪岡地区）」、「ごみの出し方分別辞典」、「リチウムイオン電池の分別方法（青森市公式チャンネル－YouTube）」、「今日からやろう！食品ロスを減らす取組（青森市公式チャンネル－YouTube）」、「青森市資源ごみ等ステーションマップ」などの情報が共有できる二次元コードを貼り付け、意識啓発及び取組の拡散を図る。

(4) 施設見学の受入れ（青森市清掃工場、青森市一般廃棄物最終処分場、ECO プラザ青森）

青森市清掃工場等で見学者対応した際に、施設の紹介だけではなく、市のごみ処理の現状や分別方法等についても合わせて説明し、ごみの減量化及び資源化についての意識啓発を行う。

また、清掃工場の見学の際に、希望した団体に対して、ごみの減量化・資源化の講習会を実施する。

加えて、配布資料には、「清掃ごよみ（青森地区）」、「家庭ごみの正しい出し方（浪岡地区）」、「ごみの出し方分別辞典」、「リチウムイオン電池の分別方法（青森市公式チャンネル－YouTube）」、「今日からやろう！食品ロスを減らす取組（青森市公式チャンネル－YouTube）」、「青森市資源ごみ等ステーションマップ」などの情報が共有できる二次元コ

ードを貼り付け、意識啓発及び取組の拡散を図る。

(5) 環境パネル展の開催

「青森市環境フェア」や「あおもり素材まるごとエコごはん」等のイベントで、ごみの排出量や古紙類の分別方法等をお知らせし、ごみの減量化・資源化を周知するパネル展示を行う。

また、小型充電式電池等の発火の原因となるごみの分別の必要性を分かりやすく伝えるパネル展示等も実施する。

(6) 清掃事業概要の作成・配布

清掃事業のあゆみ、清掃事業体制、事業実績など、青森市の清掃事業に関する概要を冊子として作成、配布する。

(7) 青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」を活用した啓発（各種イベント等への参加）

市民一掃きデーやおもてなしクリーンキャンペーンなど、市民が集うイベントに出演する。

(8) 収集場所用啓発ポスターの作成及び収集場所におけるごみの出し方アドバイス（町（内）会との連携・協力による啓発）

ごみ出しルールに変更があった場合の市民への周知方法とともに、各町内会からの要請に応じて、ごみ収集場所に掲示するポスターを作成する。

(9) 不適正排出ごみへのステッカーの貼付け及び取り残しの実施（不適正内容の明示）

ごみ収集場所に出された、収集日が異なるごみ、市では収集しないごみなどについて、不適正排出ステッカーを貼り、ごみ出しルールの意識啓発を図る。

また、市が必要に応じて不適正排出ごみを回収・分別し、排出者の特定ができた場合は、指導を行う。

(10) 青森市ごみ問題対策市民会議における各種事業の推進

会員相互の密接な連携を図り、地域におけるごみ問題に対する各種事業を推進する。

（各種会議の開催、市民一掃きデーの開催、ごみ減量化モデル交付金の交付、スポーツクラブと連携した意識啓発、会報「せいそう」の発行及び公共施設への掲示、おもてなしクリーンキャンペーン、ごみ出しルール向上推進減量化事業など）

(11) 青森市廃棄物減量等推進審議会（住みよいクリーンな青森市を考える審議会）の開催

廃棄物の処理及び清掃の関する条例第8条に基づく審議会を設置し、廃棄物の減量化、資源化、適正処理及び生活環境の保持等に関する事項を審議していただく。

(12) もったいない・あおもり県民運動の推進（青森県との連携・協力による啓発）

市民一掃きデー等のイベントの呼びかけ、「広報あおもり」や会報「せいそう」への記事掲載などの広報活動を通じて、ごみの減量化・資源化の啓発を図る。

(13) 大学等の学生へのごみ減量化・資源化の啓発

市内大学・短期大学・専門学校と調整し、新入生ガイダンス等の機会に訪問し、ごみの分別及び減量化・資源化の啓発を行う。

また、配布資料には、「清掃ごよみ（青森地区）」、「家庭ごみの正しい出し方（浪岡地区）」、「ごみの出し方分別辞典」、「リチウムイオン電池の分別方法（青森市公式チャンネル－YouTube）」、「今日からやろう！食品ロスを減らす取組（青森市公式チャンネル－YouTube）」、「青森市資源ごみ等ステーションマップ」などの情報が共有できる二次元

コードを貼り付け、意識啓発及び取組の拡散を図る。

加えて、青森市内の大学生が作成した「学生向け 3R 啓発リーフレット」（青森県監修）も活用する。

(14) 市公式 SNS（ウェブサイト、ユーチューブチャンネル等）を活用した啓発

エアゾール缶（スプレー缶）や小型充電式電池の正しい捨て方に関する動画のほか、ごみの減量化・資源化に関する取組を市公式 SNS で発信することを通じて、ごみに関する市民意識の啓発を図るため、コンテンツを充実させる。

窓口の開いていない土日や夜間でも市民からのごみの分別方法等に関する問合せに対応する、青森市 LINE 公式アカウントのチャットボット（自動会話プログラム）のほか、定期配信機能を活用し、登録した方に「ごみ収集日」等をお知らせし、ごみ出しルールの周知を図る。

2 食品ロスの削減

食品ロス削減への各種取組を強化するとともに、生ごみの減量化に取り組む市民を支援する。

(1) 家庭における食品ロス削減の推進

食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、毎年 10 月を「食品ロス削減月間」とするとともに、10 月 30 日を「食品ロス削減の日」とし、可燃ごみに占める生ごみの排出状況と、3 つの「きる」、「てまえどり」など、食品ロス削減のための具体的な取組を「広報あおもり」や市のホームページなどで呼び掛けることにより、市民に対する啓発を図る。

また、食品ロスの発生要因の分析や、今後の食品ロス削減に向けた取組を検討するため、調査に参加いただく食品ロスモニターを実施する。

食品ロスモニターについては、食品ロスが発生する現状を把握するため、国が定めた食品ロス削減月間である毎年 10 月に、2 週間をかけて、食べ残した食品及び手つかずのまま捨てた食品の種類、重さ、捨てた理由を日記形式に記録する「食品ロスダイアリー」を実施する。

加えて、「食品ロスダイアリー」の結果を基に、「広報あおもり」や会報「せいそう」に、残りがちな食材の栄養の記事を掲載するなど、「食品ロスダイアリー」を活用した食品ロスの削減に取り組む。

(2) 事業所における食品ロス削減の推進

「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」に基づき、青森商工会議所の会員企業や市内の大規模小売店及び食品関連事業者を対象に企業訪問を実施し、ごみの減量化・資源化を要請する。

(3) 生ごみリサイクル推進事業

生ごみコンポスト容器の購入費助成や段ボールコンポストの普及促進により、家庭から出される生ごみの減量・リサイクルに取り組む市民を支援する。

①生ごみコンポスト容器購入費助成

家庭から排出される生ごみを減量・堆肥化する処理機等を購入する方に対し、購入費の一部を助成することにより、処理機の普及を促し、生ごみの減量化を図る。

補助率：1/2 上限：3,000 円 件数：25 件/年

②段ボールコンポスト普及促進事業

生ごみを減量堆肥化する「段ボールコンポスト」に、より多くの市民の方に取り組んでいただきため、市がマニュアルを提供し、作製から進め方、堆肥化について実演と講義を行う講習会を開催する。

段ボールコンポスト講習会の開催に当たっては、受講者に分かりやすいマニュアルとともに、動画の活用や経験者による講習などを実施する。

講習会：6回程度開催 50人

(4) 生ごみ減量化促進事業（青森市ごみ問題対策市民会議と連携した取組）

①「あおもり素材まるごとエコごはん」の開催

手軽に入手できる食材をまるごと使用したレシピを実演し無駄なく食材を使い切ることで、生ごみの削減のみならず、家庭にも優しいエコな料理を提案する。

また、食品ロスダイアリーの実施による、「食べ残し食品」や「手つかずのままの捨てられた食品」のデータを踏まえたレシピとともに、小さな工夫や時短になるエコアイデア等を紹介する。

②エコごはん料理教室の開催

手軽に入手できる食材をまるごと使用するレシピを実践することで、生ごみの減量化につなげるための料理教室を開催する。

食品ロスダイアリーの実施による、「食べ残し食品」や「手つかずのままの捨てられた食品」のデータを踏まえたレシピとする。

③電気式生ごみ処理機普及啓発事業

電気式生ごみ処理機を貸し出すことで、家庭から出る生ごみの削減と電気式生ごみ処理機の普及を図る。

④冷蔵庫一掃デーの啓発

週に一度、冷蔵庫の中身をチェックしてできるだけ食べ残し・食材の使い忘れを減らす取組「冷蔵庫一掃(いっそう)デー」の普及啓発のため、「広報あおもり」や会報「せいそう」等で周知する。

3 資源化等の推進

循環型社会の構築を図るため、資源ごみを分別収集し、限りある資源の有効活用を推進する。

(1) 集団回収への支援（有価資源回収団体活動奨励事業）

集団回収を促進するため、回収量に応じ奨励金を交付するなどの支援を行う。

① 奨励金の額

1kg当たり 4円

② 対象品目

「古紙類」「空き缶類」「生きびん類」「古布類（衣類）」など

(2) 資源ごみの分別収集の実施（分別収集推進事業）

資源ごみの種類（9分別）

①空き缶 ②ペットボトル ③ガラスびん ④紙パック ⑤段ボール ⑥新聞紙・広告
⑦雑誌・紙箱・包装紙 ⑧生きびん（青森地区） ⑨その他のプラスチック

(3) 使用済み割り箸リサイクル運動

各市民センター（12か所）、市役所柳川庁舎、浪岡庁舎【合計14か所】に「使用済み割り箸回収ボックス」を設置し、市が回収を行う。

回収した割り箸は、輸送会社（栗林海陸輸送株式会社）の協力により王子製紙株式会社苦小牧工場へ運ばれ、新聞紙や印刷用紙などにリサイクルされる。

(4) ペットボトルキャップ・リサイクル運動

各市民センター（12か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、しあわせプラザ、浪岡中央公民館【合計18か所】のほか、各小中学校に「ペットボトルキャップ・リサイクルボックス」の設置及び回収を行い、運動に協力する。

回収されたキャップは、ボランティア団体「夢クラブ八甲田」に運搬し、「認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会」等へ寄附される。

(5) BDF利活用推進事業

市民センターなど【合計18か所】を拠点に、一般家庭から排出された使用済み天ぷら油や古くなった食用油などを回収し、その廃食用油の処理業務を民間業者へ委託し再利用することにより、資源の有効活用及び環境負荷の低減を図る。

(6) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加

家庭用プリンターのインクカートリッジリサイクルに取り組むため、平成20年4月からメーカー4社が郵便局と連携して、全国の郵便局にインクカートリッジの回収箱を設置する、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」が実施されている。

本市においても、本プロジェクトに参加し、各市民センター（12か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、各支所等【合計23か所】に回収箱を設置し、ごみの減量化・資源化に関する取組を実施する。

(7) 古紙リサイクルセンターにおける古紙等回収事業

青森市古紙リサイクル事業協同組合の協力により、古紙回収事業所内に回収容器を設け、古紙リサイクルセンターとして住民等からの古紙をいつでも受け入れられる体制とし、紙ごみの資源化の促進を図る。

また、同センターにおいて衣類の回収も行う。

(8) 使用済小型家電リサイクル

小型家電には、「ベースメタル」といわれる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」といわれる希少な金属など、様々な鉱物資源が使われており、こうした貴重な鉱物資源をリサイクルし有效地に活用するため、市民センター（11か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、浪岡中央公民館【合計16か所】に回収箱を設置し、ごみの減量化・資源化に関する取組を実施する。

また、黒石地区清掃施設組合においては、小型家電のピックアップ回収も行う。

(9) 衣類回収

不要となった衣類をリユースするため、市民センター（5か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎【合計9か所】に回収箱を設置し、ごみの減量化・資源化に関する取組を実施する。

回収した衣類は、海外市場に引渡し、再び衣類として使用される。

(10) 青森市資源ごみ等ステーションマップの周知

衣類等の拠点回収の場所や、使用済み小型充電式電池や廃消火器等の回収窓口について

て、Google マイマップ機能を活用し、回収協力店の所在地を Google マップ上に表示させる「青森市資源ごみ等ステーションマップ」を市ホームページ等で周知する。

(11) 「エコアクションお助け MAP」の周知及び民間事業者によるリサイクル回収

青森県が、各市町村の情報を基に、スーパーなどの民間事業者がプラスチックトレイ等を回収している店舗を紹介するため作成した「エコアクションお助け MAP」の周知を行う。

また、自社製品等の回収を独自に実施している事業者及び店舗を市ホームページで周知する。

(12) リユースの食器利用促進

青森県が作成した「リユース食器利用マニュアル」を市ホームページで周知する。

4 家庭系ごみの適正処理対策

家庭系ごみの適正処理を推進するため、事故の危険性があるごみの適切な分別等の周知により、ごみの減量化・資源化への働きかけを強化する。

(1) 指定ごみ袋制度

「古紙」、「その他のプラスチック」の分別、生ごみの水きりなどが記載された「指定ごみ袋」(青森地区、平成28年度から導入)により、更なる分別の促進及び市民一人ひとりのごみ出しマナーの向上によるごみの減量化・資源化を目指す。

(2) エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベの適正処理

青森地区においてエアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベをごみとして出す場合の排出方法について、「中身を使い切り、穴を開けないで、燃えないごみの日に回収容器へ入れる」こととする。併せて、これに伴うスプレー缶等の処理体制として、青森市清掃工場内にスプレー缶類破碎処理装置を設置する。

エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベの捨て方等に関する動画を、市公式SNSや清掃管理課窓口設置のモニターで周知する。

(3) モバイルバッテリーや小型充電式電池の適正処理

ごみ収集車やごみ処理施設等での火災事故等の原因にもなっている、携帯電話やモバイルバッテリーなどに使用されている小型充電式電池について適正に処理するため、市及び一般社団法人JBRCの協力店で回収するとともに、使用済小型家電リサイクル回収ボックスや清掃管理課の窓口で回収することを周知する。

また、リチウムイオン電池等の二次電池を対象とした拠点回収の強化期間を実施する。

加えて、市が作成した小型充電式電池の捨て方等に関する動画を、市公式SNSや清掃管理課窓口設置のモニターで周知する。

小学生から高齢者までの幅広い年齢層に小型充電式電池の発煙・発火の危険性や分別の必要性を分かりやすく伝えるため、広報あおもりや市公式SNS等の各種媒体を活用し、小型充電式電池が使用されている製品やリチウムイオン電池はどのようなものなのかを写真等を用いて具体的に周知する。また、出前講座や各種イベント等において小型充電式電池使用製品等を展示し、目で見て手で触れて印象に残るような体験を実施する。

(4) ボタン電池の適正処理

ごく微量の水銀が使用されているものがあるボタン電池について、適正に処理するため、ボタン電池回収推進センターの協力店で回収することを周知する。

市が作成したボタン電池の捨て方等に関する動画を、市公式 SNS や清掃管理課窓口設置のモニターで周知する。

5 事業系ごみの適正処理対策

事業系ごみの適正処理を推進するため、事業所訪問等の実施により、ごみの減量化・資源化への働きかけを強化する。

(1) 一般廃棄物多量排出事業者対策

事業活動に伴い一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する計画書の提出を求め、指導・助言するなどにより、自主的な取組を促進する。

(2) 青森市清掃工場におけるリサイクル可能な古紙類の搬入制限

機密文書やシュレッダー紙等の清掃工場への搬入を制限し、古紙回収事業者等へ搬入させることにより、リサイクルの推進を図る。

(3) 事業系一般廃棄物の分別指導の実施

青森市清掃工場における拡散検査の強化及び不適正排出事業者への訪問指導の実施等、分別指導を実施する。

(4) 事業所に対するごみの適正処理の要請

「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」に基づき、市内の大規模小売店及び食品関連事業者を対象に企業訪問を実施し、ごみの減量化・資源化を要請する。

また、各事業所が具体的なごみの減量化等の取組を行えるような勉強会や意見交換会の開催を働きかける。

(5) eco 検定取得の働きかけ

市内の大規模小売店や食品関連事業者への事業所訪問に合わせ、eco 検定の取得を働きかける。

(6) 「青森オフィス町内会」「青森リサイクル環境協議会」との連携・協力

「青森オフィス町内会」や「青森リサイクル環境協議会」と連携・協力しながら、事業者への参加を呼びかけるなどにより、事業系古紙のリサイクルを推進する。

(7) 各種パンフレットなどを活用した啓発

「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」などの各種パンフレットを活用し、事業者に適正なごみ処理方法、事業系ごみの減量化・資源化の意識啓発を図る。

II) その他の取組

(1) 災害廃棄物の処理

災害発生時に迅速に対応できるよう、平常時から、研修及び他都市の取組の研究等を通じた職員の適応能力の向上に努める。

また、災害発生時は、「青森市災害廃棄物処理計画（H31.4月策定）」に基づき、迅速かつ適切に災害廃棄物を処理する。

(2) 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の市内搬入・市外搬出については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第

6条第3項に基づき、関係を有する自治体等との調和を図りながら、適切に処理を行う。

(3) ボランティア清掃の推進

ボランティア清掃の促進を図るため、ボランティア清掃を行う町会等に対して清掃用具（デレキ・たすき等）の貸出しを行う。また、ボランティア清掃で回収されたごみの処理・処分手数料を減免し、依頼があった場合は、市で回収・青森市清掃工場へ運搬を行う。

VI 適正処理推進計画

1 収集運搬計画

(1) 基本事項

- ① 市が収集するごみは、青森地区の家庭系ごみ及び使用済み割り箸等（「(5) その他の分別区分等（拠点回収）」のとおり）とし、黒石地区清掃施設組合が収集するごみは、浪岡地区の家庭系ごみとする。
- ② 家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別し、分別区分ごとの排出方法（詳細は「清掃ごよみ」「家庭ごみの正しい出し方」参照）により、決められた収集日の決められた時間までに、町会等で指定した場所や拠点回収場所へ出す。
- ③ 引越しなどにより一時的に大量のごみを排出する場合は、適正に分別し、市又は同組合の施設に自ら搬入するか、収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する。
- ④ 事業系ごみは、事業者が分別区分に従い適正に分別し、自らの責任において処理する。
- ⑤ 家庭系ごみの収集運搬に当たっては、ごみ収集車の火災事故の防止に努める。

(2) 分別区分等（青森地区 家庭系ごみ）

	分別区分	収集回数	排出方法	収集方法	処理方法	
家庭系 （12 分別）	1 可燃ごみ	週2回	・指定袋に入れて出す ・最大辺が40cm以上 60cm未満の物は袋に入れずに出す (週後半の収集日)	ステーション方式	・焼却処理 ・焼却処理後、鉄、アルミ、スラグを資源回収 ・飛灰等の残渣は埋立処分 ・埋立処分※1	
	2 不燃ごみ ・乾電池 ・水銀式体温計、温度計、血圧計 ・蛍光管 ・エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベ ・ライター	月2回	透明の袋に入れて出す		・破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・破碎処理後、可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分 ・埋立処分※1	
			オレンジ色等の回収容器へ入れる		・スプレー缶類破碎処理装置で処理し、破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・埋立処分※1	
			中身を使い切り、穴を開けないでオレンジ色等の回収容器へ入れる		・資源化処理 ・可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分	
	3 空き缶 (スチール缶・アルミ缶)	月2回	空き缶回収容器へ入れる		資源化処理	
	4 ペットボトル		ペットボトル回収容器等へ入れる			
	5 ガラスびん		びん回収容器へ入れる			
	6 その他のプラスチック	週1回	その他のプラスチック回収ネットへ入れる	月2回	・破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・破碎処理後、可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分 ・埋立処分※2	
	7 生きびん (ビールびん・一升びん)	びん回収容器へ入れる				
	8 紙パック	種類ごとに紙ひもでしばる				
	9 段ボール					
	10 新聞紙・広告					
	11 雑誌・雑がみ					
	12 粗大ごみ	月2回	電話申込制	戸別収集方式	・破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・破碎処理後、可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分 ・埋立処分※2	
犬・猫等の死体		道路上の犬・猫等の死体は、市が回収を行う ただし、一部国道等については、その道路管理者 が回収する			埋立処分	

※1 施設点検時及び非常時

※2 破碎処理ができない場合や施設点検時及び非常時

- ① 一部地域では、収集回数が異なる。
- ② 家庭系の「粗大ごみ」の排出方法は、収集日当日の朝 8 時 30 分までに、自宅前の道路から見える場所に「粗大ごみ収集手数料納付券」を貼って出す。
- ③ 戸別収集による粗大ごみの排出基準等（青森地区）

I 排出基準

- ア 概ね 60cm 以上 4m 未満の大きさのもの
- イ 大人 2 人で持てるもの

II 特例品目

- ア スキー板（束ねた場合は、5 組まで 1 個とする）
- イ 物干しセット（「物干し台 2 個、支柱 2 本、竿 4 本まで」で 1 個とする）

III 粗大ごみ収集手数料納付券販売場所

- ア 市内コンビニエンスストア（ローソン、ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ファミリーマート、セブン-イレブン）
- イ 後潟支所、野内支所
- ウ 後潟漁業協同組合

(3) 分別区分等（浪岡地区 家庭系ごみ）

	分別区分		収集回数	排出方法	収集方法	処理方法	
家庭系 （13 分別）	1	可燃ごみ	週 2 回	指定袋に入れて出す	ステーション方式	・焼却処理 ・焼却灰は埋立処分	
	2	不燃ごみ	週 1 回	指定袋に入れて出す		・小型家電を資源回収 ・破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・破碎残渣は埋立処分 ・破碎処理後、可燃性残渣は焼却処理 ・埋立処分	
	2	危険物 (カセットコンロ用ガスボンベ、スプレー缶、ライター)		危険物回収用ネットへ入れる			
	3	空き缶 (スチール缶・アルミ缶)	月 2 回	空き缶回収用ネットへ入れる		・資源化処理 ・資源化できない可燃性残渣は焼却処理（委託） ・資源化できない不燃性残渣は埋立処分	
	4	ペットボトル		ペットボトル回収用ネットへ入れる			
	5	その他のプラスチック		その他のプラスチック回収用ネットへ入れる			
	6	ガラスびん（無色）		びん回収容器へ入れる			
	7	ガラスびん（茶色）		種類ごとに紙ひもでしばる		・資源化処理 ・資源化できない可燃性残渣は焼却処理	
	8	ガラスびん（その他）					
	9	紙パック					
	10	段ボール	月 1 回	直接収集場所へ	2 と同じ	・資源化処理 ・資源化できない可燃性残渣は焼却処理	
	11	新聞紙・広告					
	12	その他の紙類					
	13	粗大ごみ					
犬・猫等の死体			道路上の犬・猫等の死体は、市が回収を行う ただし、一部国道等については、その道路管理者が回収する			1 と同じ	

(4) 分別区分等（青森地区・浪岡地区 事業系ごみ）

	分別区分		排出方法	処理方法
事業系 (13 分別)	1	可燃ごみ	各事業者が、処理施設・処分場に自己搬入するか、許可業者へ収集運搬を依頼する。 ※可燃ごみ及び不燃ごみは、市販ごみ袋（半透明又は透明）に入れて排出する。	(2)の1、2、12と同じ (3)の1、2、13と同じ
	2	不燃ごみ		
	3	粗大ごみ		
	4	空き缶	各事業者が、資源ごみリサイクル施設に自己搬入するか、許可業者へ収集運搬を依頼する。 ※従業員等の飲食用に限る。	資源化処理
	5	ペットボトル		
	6	ガラスびん		
	7	その他のプラスチック		
	8	OA用紙	各事業者が、古紙回収業者に自己搬入するか、許可業者又は古紙回収業者へ収集運搬を依頼する。	資源化処理
	9	紙パック		
	10	段ボール		
	11	新聞紙・広告		
	12	雑誌・雑がみ		
	13	機密文書		

(5) その他の分別区分等（拠点回収）

分別区分	収集回数	排出方法	収集方法	処理方法		
使用済み割り箸	随時	回収ボックスへ入れる	拠点回収 (市民センタ 一等)	資源化処理		
ペットボトルキャップ						
使用済小型家電						
インクカートリッジ		ペットボトルなどの容器に入れ て、回収箱へ入れる				
廃食用油						
衣類		回収ボックスへ入れる		再使用		

(6) 市民・事業者が主体となった資源ごみの回収

区分	種別	回収品目	主体
集団回収	家庭系	古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）、空き缶、空きびん等	市民団体（町（内）会、子供会、PTA等）
古紙リサイクルエコステーション	家庭系	古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）	事業者等（スーパー等）

区分	種別	回収品目	主体
店頭回収	家庭系	空き缶、ガラスびん、ペットボトル、白色トレイ、紙パック等	販売事業者
古紙リサイクルセンター	家庭系 事業系	古紙類(新聞・雑誌・段ボール等)、衣類(家庭系のみ)	回収事業者(青森市古紙リサイクル事業協同組合)
青森オフィス町内会	事業系	一般古紙(段ボール、新聞、ミックス系)、機密文書	排出事業者・回収事業者(青森市古紙リサイクル事業協同組合)
青森リサイクル環境協議会	事業系	一般古紙(段ボール、新聞、ミックス系)、機密文書	排出事業者(自動車販売会社等)・回収事業者

(7) 市で収集・処理できないごみ

	区分	品目例	処理方法
1	有害性物質を含むもの	薬品、バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物(注射針など鋭利なもの、感染性のあるもの)	
2	危険性のあるもの	ガスボンベ、殺虫剤、ペンキ、シンナー、廃油(灯油・ガソリンなど)、家庭用ボイラー、塗料	販売店や取扱店に処理を依頼
3	処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	ホームタンク、ドラム缶、ホイール、ピアノ、農機具、除雪機、芝刈り機(エンジン付き)	
4	特定家電製品	(1)テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) (2)洗濯機・衣類乾燥機 (3)冷蔵庫・冷凍庫 (4)エアコン	①家電販売店に依頼 ②収集運搬許可業者に依頼 ③指定引取場所に持ち込む ④家電中間処理施設に持ち込む(テレビは不可)
5	パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン、ディスプレイ	パソコンメーカーに回収の申し込みをする。
6	小型充電式電池等	ボタン電池、充電式電池	①販売店に引取りを依頼 ②取り外せないものは「使用済小型家電回収ボックス」に持ち込む ③清掃管理課の窓口へ持ち込む
7	リサイクルルートが確立されているもの	消火器、車、二輪車、タイヤ	取扱店に引取りを依頼

(8) 一般廃棄物収集運搬業の許可

青森地区については、令和 6 年 2 月 29 日現在、一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えているごみ収集車の台数が 126 台となっている。

一方、令和 6 年度のごみの計画量から積算した、1 日当たりのごみ収集車の最大必要台数が 162 台となっていることから、令和 6 年度の青森地区の一般廃棄物収集運搬業の許可については、全ての新規許可及び車両の増車を認める。

ただし、許可台数の上限は 162 台を目安とする。

浪岡地区については、黒石地区清掃施設組合が許可事務を行っており、現在、一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えているごみ収集車の台数は 71 台となっている。

2 中間処理計画

(1) 施設の概要

① 青森市清掃工場（事業主体：青森市）

【可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・下水汚泥・し尿汚泥等】

所在地	青森市大字鶴ヶ坂字早稻田 241 番地 1	
敷地面積	51,000 m ²	
建築面積	8,008.38 m ² 【延べ床面積・16,972.64 m ² 】	
処理方式	【可燃ごみ処理施設】 流動床式ガス化溶融炉方式	【破碎選別処理施設】 ・一次破碎機 (二軸低速回転引き裂き式) ・二次破碎機 (堅型高速回転式) ・前処理 スプレー缶類破碎処理装置
処理能力	300 t / 日 (150t/日 × 2 基)	39.8t/日 (5h)
竣工年月	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月

② 環境管理センター（事業主体：黒石地区清掃施設組合）

ア ごみ処理施設【可燃ごみ】

所在地	青森県黒石市大字竹鼻字北野田 470 番地
敷地面積	17,841 m ² (粗大ごみ処理施設を含む)
処理方式	連続運転式焼却炉 (NKK ハイパー火格子)
処理能力	100 t / 日 (50 t / 日 × 2 基)
竣工年月	平成 12 年 3 月 (排ガス高度処理整備)
設備改良工事	基幹的設備改良工事 平成 24 年 1 月～平成 26 年 3 月

イ 粗大ごみ処理施設【粗大ごみ・不燃ごみ】

所在地	青森県黒石市大字竹鼻字北野田 468～474 番地
敷地面積	17,841 m ² (ごみ処理施設敷地内)
処理方式	堅形衝撃剪断回転式破碎機
処理能力	40 t / 日・5 h
竣工年月	平成 6 年 3 月

③ ECO プラザ青森（事業主体：株青南 R E R ）

【空き缶・ペットボトル・ガラスびん・その他のプラスチック】

所在地	青森市大字戸門字山部 50 番地
開設年月	平成 14 年 4 月
建物面積	約 3,487 m ² (延べ床面積) 構造：鉄筋 3 階建て
処理方式	缶類：磁選機及びアルミセパレーター ペットボトル・びん類・その他のプラスチック：手選別

(2) 中間処理量【青森地区】

① 可燃ごみの焼却処理量、残渣量及び資源化量（青森市清掃工場）

(単位:t)

区分	搬入量 ①	水分等 減量②	不燃・粗大ごみ 破碎処理残渣量 (可燃ごみ)③	焼却 処理量 ①-②+③	資源化量			残渣量
					鉄	アル ミ	溶融 スラグ	
青森地区分	71,144	2,846	0	68,298	179	20	3,119	2,288
東青町村分	4,420	177	0	4,243	11	1	194	142
計	75,564	3,023	0	72,541	190	21	3,313	2,430
最終処分場への搬入量（青森地区分 2,288t + 平内町分 71t + 外ヶ浜町分 28t）								2,359

※本市は、平内町、今別町、蓬田村から委託を受けて、可燃ごみの焼却処理を行う。

※東青町村分には、外ヶ浜町から委託（R6.8～R7.3）を受けて、可燃ごみの焼却処理を行う量を含む。

② 不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理量、残渣量及び資源化量（青森市清掃工場）

(単位:t)

区分	破碎処理量 ①	残渣量 (不燃ごみ) ②	資源化量		残渣量 (可燃ごみ) ①-(②+③+④)
			(鉄) ③	(アルミ) ④	
青森地区分	0	0	0	0	0
東青町村分	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※本市は、平内町、今別町、蓬田村から委託を受けて、不燃ごみの破碎処理及び平内町の粗大ごみの破碎処理を行う。

※令和6年度の計画量は、破碎選別処理施設の復旧時期が未定のため、見込まなかった。

③ 下水・し尿汚泥等の焼却処理量及び残渣量（青森市清掃工場）

(単位:t)

区分	搬入量 ①	水分等減量（乾燥） ②	焼却処理量 ①-②	残渣量
下水汚泥	7,933	5,521	2,412	81
下水し渣・沈砂	208	—	208	7
し尿汚泥	2,273	1,574	699	23
し尿し渣・沈砂	121	—	121	4
計	10,535	7,095	3,440	115

※し尿汚泥、し尿し渣・沈砂には、上磯クリーンセンターからの搬入（R6.8～R7.3）を含む。

④ 資源ごみ（空き缶・ペットボトル・ガラスびん・その他のプラ）の中間処理量、残渣量及び資源化量（ECOプラザ青森）

(単位:t)

中間処理量 (搬入量)①	残渣量		資源化量 ①-(②+③)
	(可燃ごみ)②	(不燃ごみ)③	
4,396	129	34	4,233

(3) 中間処理量【浪岡地区】

① 可燃ごみの焼却処理量及び残渣量（環境管理センター）

(単位:t)

搬入量 ①	水分等減量②	不燃・粗大ごみ 破碎処理残渣量 (可燃ごみ)③	焼却処理量 ①-②+③	残渣量
4,034	0	461	4,495	582

② 不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理量、残渣量及び資源化量（環境管理センター）（単位:t）

破碎処理量 (搬入量)	残渣量		資源化量			残渣量 (可燃ごみ)
	(不燃ごみ)	(廃プラ)	(鉄類)	(アルミ)	(小型家電)	
936	312	20	112	24	7	461

③ 資源ごみ（空き缶・ペットボトル・ガラスびん・その他のプラ）の中間処理量、残渣量及び資源化量（E C O プラザ青森）（単位:t）

中間処理量 (搬入量)①	残渣量		資源化量 ①-(②+③)
	(可燃ごみ)②	(不燃ごみ)③	
120	3	1	116

(4) 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物処分業の許可に当たっては、ごみの適正処理及び減量化・資源化を図るため、青森市一般廃棄物最終処分場に埋立処分している一般廃棄物、市が資源化を実施していない一般廃棄物及びリサイクルルートが確立されていない一般廃棄物に対する中間処理に係る新規許可を認める。

一般廃棄物処分業許可業者一覧（令和5年12月28日現在）

許可業者名	処分の種類	取扱一般廃棄物の種類	施設設置場所	処理能力
株式会社青南商事	中間処理 (破碎)	青森市で処理していないごみ（ガスボンベ、車、バイク、タイヤ、消火器、ホームタンク、ドラム缶、ペンキ・シンナー・廃油の缶、浴槽、家庭用ボイラ、「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器）	青森市大字戸門字山部50番地	960t/日 (24時間稼働)
株式会社青南RER	中間処理 (焼却)	青森市で処理していないごみで一般廃棄物処理施設で破碎、選別した後の残さ、し尿汚泥（し渣含む）、燃え殻、ばいじん	青森市大字戸門字山部28番地8、31番地5	450t/日 (225t/日×2炉)(24時間稼働)
株式会社青森廃棄物処理センター	中間処理 (堆肥化)	厨芥類（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律第2条第2項各号に規定する食品廃棄物等のうち一般廃棄物に該当するものに限る。）	青森市大字駒込字桐ノ沢170番4	4t/日

3 最終処分計画

(1) 最終処分施設の概要

① 青森市一般廃棄物最終処分場（事業主体：青森市）【不燃ごみ・粗大ごみ・飛灰等】

所在地	青森市大字岩渡字熊沢 250 番地
総面積	545, 743 m ²
埋立面積	237, 000 m ²
埋立容量	3, 926, 600 m ³
埋立工法	セル式サンドイッチ工法
竣工年月	昭和 57 年 10 月

② 沖浦埋立処分地（事業主体：黒石地区清掃施設組合）【焼却灰等】

所在地	青森県黒石市大字沖浦字長沢出口内
敷地面積	105, 314 m ²
処理能力	容量 805, 160 m ³
処理方式	山間埋立・サンドイッチ方式
竣工年月	昭和 55 年 11 月
設備改良工事	基幹設備改良工事 平成 12 年 8 月～平成 14 年 3 月

(2) 最終処分量

① 青森地区（青森市一般廃棄物最終処分場）

（単位：t）

区分	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	処理残渣 (飛灰・不燃残渣)	特殊ごみ (不法投棄、側溝汚土等)	合計
青森地区分	2, 159	9, 021	2, 438	1, 147	14, 765
東青地区分	0	273	99	0	372
計	2, 159	9, 294	2, 537	1, 147	15, 137

※本市は、平内町、今別町、蓬田村及び外ヶ浜町から委託を受けて、不燃残渣及び平内町の飛灰の処分を行う。

② 浪岡地区（沖浦埋立処分地）

（単位：t）

処理残渣（焼却・破碎）	特殊ごみ	合計
914	60	974

VII 施設整備計画

1 中間処理施設

(1) 可燃ごみ処理施設（青森市清掃工場）

安定した焼却運転を実施するとともに、受入供給設備・燃焼溶融設備・燃焼ガス冷却設備等の機能維持に努める。

(2) 破碎選別処理施設（青森市清掃工場）

火災により焼損した破碎選別処理施設の早期の再稼働に向け、復旧工事を実施する。

2 最終処分（埋立処分）施設

青森市一般廃棄物最終処分場は、セル式サンドイッチ工法による埋立処理により悪臭等の環境影響防止に努めるとともに、埋立地の滯水及び保有水を早期に解消し、今後もできるだけ長期供用に努める。

浸出水処理施設については、設備の点検・修繕を行い、機能維持に努める。

令和6年度 青森市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

I 基本事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の適正処理を推進するために策定するものである。

2 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 計画区域

本市の行政区域全域

4 計画区域人口・世帯数

人口 267,133人（青森地区 250,361人 浪岡地区 16,772人）

世帯数 136,995世帯（青森地区 129,148世帯 浪岡地区 7,847世帯）

※令和4年10月から令和5年9月までの平均値を基に伸び率を乗じて、令和6年4月の人口を推計している。

II し尿・浄化槽汚泥排出量

単位 : kL			
区分	令和4年度 実績	令和5年度 実績（見込）	令和6年度 計画量（見込）
	57,554	56,138	54,789
し尿	11,985	11,157	10,389
浄化槽汚泥	43,903	43,307	42,723
農業集落排水汚泥	1,667	1,673	1,677
青森地区	53,139	51,951	50,819
し尿	10,824	10,103	9,432
浄化槽汚泥	40,875	40,404	39,940
農業集落排水汚泥	1,441	1,444	1,447
浪岡地区	4,415	4,187	3,970
し尿	1,161	1,054	957
浄化槽汚泥	3,028	2,903	2,783
農業集落排水汚泥	227	230	230

※令和5年4月から令和5年12月までの実績値及び1～3月の推計値をもって実績（見込）としている。

III し尿・浄化槽汚泥の処理主体

1 し尿・浄化槽汚泥の処理主体

	区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
青森地区	し尿	許可業者（3社）	青森地域 広域事務組合	焼却（委託） 埋立（指定管理）
	浄化槽汚泥	許可業者（9社）		
	農業集落排水汚泥	許可業者（9社）		
浪岡地区	し尿	許可業者（2社）	青森地域 広域事務組合	焼却（委託） 埋立（指定管理）
	浄化槽汚泥	許可業者（10社）		
	農業集落排水汚泥	許可業者（1社）		

2 一般廃棄物収集運搬業の許可

（1）一般廃棄物（し尿）収集運搬業

令和6年2月29日現在、一般廃棄物（し尿）の収集運搬業の許可を与えている台数は、青森地区は10台、浪岡地区は3台となっている。一方、令和6年度のし尿の計画量から積算した1日当たりの収集車の最大必要台数は、青森地区は4台、浪岡地区は1台となっていることから、新規許可及び車両の増車は認めない。

（2）一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業

令和6年2月29日現在、一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集運搬業の許可を与えている台数は、青森地区は32台、浪岡地区は31台となっている。一方、令和6年度の浄化槽汚泥の計画量から積算した1日当たりの収集車の最大必要台数は、青森地区は25台、浪岡地区は3台となっていることから、新規許可は認めない。

なお、車両台数については、以下の理由から増車を認める。

- ① 平成28年度から、許可業者のし尿処理施設への搬入割当てを浄化槽清掃に係る契約件数に応じた割当てに再度、見直したことに伴い、許可業者の車両台数についても、契約件数に応じた任意の増減調整が発生することが見込まれるため。（し尿処理施設への1日当たりの搬入割当台数管理から年間搬入総量管理とした。）
- ② 近年浄化槽汚泥の発生量が増加傾向にあり、浄化槽法で定められる年1回の清掃に遅滞なく円滑に対応するためには、各社が必要に応じて予備車両を保有する体制を許容する必要があるため。

IV し尿処理施設

1 あおひらクリーンセンター（事業主体：青森地域広域事務組合）

所在地	青森市大字鶴ヶ坂字田川 61 番地
敷地面積	約 41,000 m ²
延床面積	8,462 m ²
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
処理能力	202 k1／日
竣工年月日	平成 12 年 3 月

V 中間処理量及び最終処分量

(単位 : t)

区分	搬入量	汚泥等の焼却処理量	最終処分量
青森市	54,789	青森市清掃工場で焼却処理	青森市一般廃棄物最終処分場に埋立処分
		820	27

令和6年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画総括表（青森地区）

（計画の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日）

（単位：t）

一般廃棄物（ごみ）の種類	収集運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	搬入先別数量				計	備考			
					焼却処理施設	破碎処理施設	最終処理（埋立・処分）施設	中間処理施設					
					青森市清掃工場	青森市清掃工場	一般廃棄物最終処分場	ECOプラザ青森					
家庭系ごみ	委託業者	青森地区	週2回	ステーション方式	44,702				44,702	家庭系計 56,626			
						2,180			2,180	可燃ごみ 44,702			
							3,922	1,897	51,240	不燃ごみ 2,180			
			月2回/週1回	戸別収集	775	155			5,819	資源ごみ 5,819			
									2,390	粗大ごみ 930			
	直営/事業者		月2回	一				2,973	2,973	集団回収 2,973			
			随时	拠点回収				23	23	使用済み割り箸等 23			
					23,292	2,159			25,451	事業系計 32,827			
			個別収集	自己搬入		4,682			4,682	可燃ごみ 26,442			
事業系ごみ	許可業者						474		30,693	不燃ごみ 5,487			
					86				474	資源ごみ 474			
					991				86	粗大ごみ 424			
						805			991	自己搬入			
	排出事業者					338			2,134	粗大ごみ 424			
										合計 89,454			
										可燃ごみ 71,144			
小計	可燃ごみ				68,985	2,159				不燃ごみ 7,667			
	不燃ごみ					7,667				資源ごみ 6,293			
	資源ごみ						4,396	1,897		粗大ごみ 1,354			
	粗大ごみ				861	493				集団回収 2,973			
	集団回収							2,973		使用済み割り箸等 23			
	使用済み割り箸等							23					
計					68,985	861	10,319	4,396	4,893				
特殊ごみ	处理残渣	青森地区の施設	隨時			2,438			2,438	(処理残渣内訳)			
	不法投棄ごみ		青森地区			16			16	焼却処理残渣 2,403			
	側溝汚土		青森地区			558			558	破碎処理残渣 0			
	災害ごみ		青森地区			573			573	中間処理残渣 35			
	し尿・浄化槽汚泥等		青森地区		820			820	1,147	計 2,438			
	その他		青森地区						820				
	計				820	3,585		4,405		最終処分量 13,904			
合計					69,805	861	13,904	4,396	4,893	93,859			

令和6年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画総括表（浪岡地区）

(計画の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位: t)

一般廃棄物 (ごみ)の種類	収集運搬 主体	収集区域	収集回数	収集方法	搬入先別数量					計	備考		
					焼却処理施設	破碎処理施設	最終処理（埋立処分）施設	中間処理施設	再生資源化業者				
					黒石地区清掃 施設組合	黒石地区清掃 施設組合	沖浦埋立 処分地	ECOプラザ 青森					
家庭系 ごみ	委託業者	浪岡地区	週2回	ステーション方式	2,772					2,772	3,788	家庭系計 3,947	
					660					660		可燃ごみ 2,772	
							120	26		146		不燃ごみ 660	
					210					210		資源ごみ 146	
	市民団体等		月1回						159	159	159	粗大ごみ 210	
事業系 ごみ	許可業者		随時	個別収集	1,203					1,203	1,269	事業系計 1,328	
					66					66		可燃ごみ 1,262	
										0		不燃ごみ 66	
										0		資源ごみ 0	
	事業者		自己搬入		59					59	59	粗大ごみ 0	
					0					0			
					0					0			
小計	可燃ごみ				4,034						5,275	合計 5,275	
	不燃ごみ					726						可燃ごみ 4,034	
	資源ごみ							120	26			不燃ごみ 726	
	粗大ごみ					210						資源ごみ 146	
	集団回収								159			粗大ごみ 210	
計					4,034	936		120	185			集団回収 159	

処理残渣	浪岡地区の施設	浪岡地区の施設	随時				914			914	914	(処理残渣内訳)
特殊 ごみ		災害ごみ	浪岡地区								60	焼却処理残渣 582
その他		浪岡地区	浪岡地区			60			60			破碎処理残渣 332
計						974				974		

合計	4,034	936	974	120	185	6,250
----	-------	-----	-----	-----	-----	-------